

ほくしん退職金専用定期預金 商品概要

令和7年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	ほくしん退職金専用定期預金
2. 取扱期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日
3. 金額	・100万円以上、受取られた退職金の範囲内
4. 期間	1年 3年 5年の中から期間をお選びください。
5. 適用利率	<p>1年 金額に応じた預入時の店頭表示利率に +0.20% 上乗せ 3年 // // +0.30% 上乗せ 5年 // // +0.40% 上乗せ</p> <p>1) 当組合の組合員の方限定で金利を優遇致します。 (組合員でない方は本商品のご契約と同時にご加入いただく事が出来ます)</p> <p>2) 組合員とは当組合の出資金をお持ちいただいた方をいいます。ご加入には要件がございますので詳しくは担当者又は店口までお問い合わせください。</p> <p>3) 期間や金額等に応じた複数口のご契約が可能です。(証書・通帳共に作成可)</p> <p>4) 自動継続型の場合、満期日以降はその時点の期間と金額に応じた店頭金利となります。</p>
6. 制約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1年以内にお受取になられた退職金の範囲内とします。 ※他金融機関に振込みとなった退職金も対象となります。 ・個人事業者の廃業による小規模企業共済制度の共済金受取も対象となります。 (任意解約による解約手当金についても対象と致します) ・既に当組合にお預け入れの退職金受取以外による預金のお預け入れは出来ません。
7. 手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合に退職金や共済金が振込み入金となった方 ①本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ②お届け印 ・当組合以外に退職金や共済金が振込みとなった方 ① 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ②お届け印(に加えて) ③ 退職金や共済金の受取日や金額を確認できる資料(③の例としては) <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職所得の「源泉徴収票」・小規模企業共済の共済金請求書類 ・ 退職金や小規模企業共済の共済金が入金となった通帳等 ※確認内容により上記以外の書類をご提出いただく場合があります。
8. 中途解約	満期前にご解約される場合は、当組合所定の中途解約利率が適用となります。
9. 利子課税	<p>平成25年1月1日以降、受取利息に復興特別所得税が課され、年20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。なお、利息の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払を受けるべき利息に対し復興特別所得税が課されます。</p> <p>また、法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行う事により、マル優(非課税)の取扱いを受けることができます。</p>
10. 金利情報の入手方法	店頭金利は当組合ホームページまたは窓口へご照会ください。
11. 苦情処理措置 紛争解決措置	当組合ホームページまたは店頭にて「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について」をご参照願います。
12. その他	本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。